

最高裁秘書第3295号

令和3年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生に対する修習の停止の開始日は、修習の停止処分が司法修習生に告知された時点であるかどうかが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

3月11日付け（同月15日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第19号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）